

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の区分	「措置の内容」の区分	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁
080010	地方独立行政法人における公立大学法人の業務範囲の拡大	地方独立行政法人法 第21条、第70条	公立大学法人は、法により、その業務の範囲が、大学又は大学及び高等専門学校を置き及び管理のみに制限されており、また業務上の余裕金の運用が禁止されている。より積極的に研究成果の活用を通じた社会貢献を行うとともに、技術に関する研究成果を活用した外部資金の獲得による自律的運営に道筋を立てるために、地方自治体においてその必要性が認められ、総務大臣並びに文部科学大臣の認可を得た場合には、当該法人の研究成果を用いて行われる事業を行うものへの出資を可能とすることを求める。	実施内容：大阪市で検討されている、大阪駅北側のナレッジキャピタルにおいて、本学は抗疲労・癒し、健康科学研究を中心とした施設運営を計画している。ここで活動内容は、本学が持つ知識、技術、研究成果を用いた産業界等との連携による新ビジネス構築とその発展であり、産官連携研究拠点としての共同研究、受託研究、委託事業等の受注活動の場であるのみでなく、本学の研究から発生した抗疲労・癒し、健康科学研究に関する技術(たとえば疲労検査技術、健康関連商品等)を活用することを目的に設立された事業体への出資を想定している。 提案理由：上記のナレッジキャピタルでの活動は産業界等との連携の場となる。そのため本学が持つ知識、研究成果を、市民を含め産業界へ積極的に還元し、産官連携構想のもと、その成果の活用を進める必要がある。しかしながら公立大学は地方独立行政法人法第43条および70条により、その業務が制限されており、たとえば本学の技術に関する成果を活用する事業を運営することはもちろん、その事業への出資が認められていない。大学等における産官連携活動並びに自立促進が叫ばれているなか、大学の研究成果を用いた外部資金獲得は重要な課題であり、当該大学の研究成果を活用することを目的として設立された事業体へ出資することは、より効率的かつ効果的な活動支援が期待できる。すでに教員個人においてベンチャー企業の創出が盛んに行われ、また、国立大学、私立大学が大学運営以外に一定の制限のもとで事業出資が行われているなか、公立大学法人においても地方自治体の求める事業に関して出資できることが、大学目ならびに地方貢献の面からも重要である。	C	—	技術に関する成果の活用により公立大学法人が積極的に取り組んでいるという点については、技術供与・共同研究・助産等の手段により現在でも可なり、現実に多くの公立大学において実践されています。 地方公共団体が必要と認めた際には、公立大学法人の設立主体である地方公共団体自身が直接出資することは現在可能となっており、これにより提案内容を実現することが可能であると考えられ、特区として制度化することの必要はないと考えます。 このことも含め、今後、相談には積極的に応じてまいります。				C	—			公立大学法人 大阪府 文部科学省	総務省	
080020	学校設置非営利法人による学校設置事業における対象の拡大	構造改革特別区域法第13条第1項	不登校児童生徒、学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)の対象とした「特別なニーズ」がある場合と認められる場合には、そうした教育を行うNPO法人であって一定の実績を有するもの(特区817)	構造改革特別区域法第13条第1項により、学校設置非営利法人の設置する学校は、不登校児童・生徒・幼児又は発達障害のため学校への適応が困難な児童・生徒・幼児を対象とする教育に限定されている。この対象をオルタナティブ教育やインターナショナル教育を受けている子ども、他の障害をもつ子ども、外国籍の子どものもつ場合、地域の学校において必要に応じて行われるべき教育を行う学校を設置できるようにする。	地域の小学校、中学校、高等学校が応えることができない特別な教育の需要に対して、個人やNPO法人が無認可の学校をつくり、それに対応しているという現実がある。それらは、フリースクール、オルタナティブスクール(シュタイナー学校、フレネ学校、テモクラティックスクールなど特定の教育理念に基づく学校)、外国人学校、インターナショナルスクールなどの学校である。これらは、多様な教育ニーズをもつ子ども達に必要な教育を提供しているにもかかわらず、法的根拠がなく不安定な状態におかれている。本提案は、NPO法人の運営する学校が「新しい公共」政策の一環として、積極的に教育フロンティアの役割を担えるようにすることにより、多様な「グローバル化」する社会に必要とされる、主体的でクリエイティブな人材を育成することを目的とする。 特区817「学校設置非営利法人による学校設置事業」が、不登校児童生徒等に対象を限定しているため、これまで学校設置非営利法人が、不登校児・発達障害児以外の子どもを対象とした学校を設置することができなかった。この措置により、その他の特別な需要をもつ子どもたちにも対応しい学校教育の場が確保される。	C	—	NPO法人については、法人としての継続性・安定性に不安があることから、特区において情報公開や第三者評価を「アワード」の構築などの条件と致しまして、不登校児童生徒や学習障害、注意欠陥・多動性障害のある児童生徒に対して、当該地域に所在する学校では十分に対応できないという特別な需要がある場合に、これらにおいて一定の実績を有するNPO法人に限り学校の設置を可能としたこととする。 現時点において、この特例の活用事例は「1件もない状況です。NPO法人による学校の設置の適否については、まずは活用事例を踏まえた評価を行うことが必要と考えられており、実施状況の評価も経年累年対象範囲を拡大することは困難です。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討したい。	貴省からの回答では、「現在、この活用事例が1件もないので、活用事例の評価ができない。したがって、対象範囲の拡大できない」と書かれていますが、私たちの提案の中に活用事例が1件もないこと理由を述べています。それが改善されるものと思っておりますので、再度検討をお願いいたします。貴省は、第6次特区提案のときにNPO法人に対して特別な教育ニーズの調査を行いましたが、今は当時とは状況も大きく変わっていると思いますので、再度、ニーズの調査を行っていただくようお願いいたします。				NPO法人 大阪府 文部科学省	大阪府	文部科学省	
080030	学校設置非営利法人による学校の施設基準の弾力的運用	小学校設置基準第8条、第10条 中学校設置基準第8条、第10条 高等学校設置基準第13条、第14条、第16条	小学校・中学校・高等学校の設備・編制その他設置に関する事項は各学校設置基準の定めるところによることとされている。	学校設置非営利法人の設置する、生徒数200人以下の小規模な学校の施設要件は、小学校設置基準第8条及び第10条、中学校設置基準第8条及び第10条、高等学校設置基準第13条、第14条及び第16条の各条のただし書きの規定により、地域の実態その他により特別な事情があり、かつ、教育上支障がない場合に該当するものとして弾力的に運用する。	特区によって学校設置非営利法人による学校設置の特例が認められているにもかかわらず、未だ学校設置非営利法人による学校はつられていない。その理由のひとつは、現在あるNPO法人の学校のほとんどが生徒数40人以下の小規模なもので、設置基準に定める校舎や運動場の面積を確保することが極めて困難だからである。しかし、小規模であっても、地域の学校が対応できない特別な需要に応じる教育を行い、社会的に貢献している民間の学校を正規な学校として認めることは、「新しい公共」の精神に合うものである。小規模な学校には、親密な人間関係、コミュニケーションのとりやすさ、個人の特性にあったきめ細かな教育ができるなど教育上大きなメリットがあり、個性的でクリエイティブな人材を育成するのに適している。学校設置非営利法人の学校設置を容易にするためには、施設基準を弾力的に運用する必要がある。 1. 校舎面積については、生徒数20人以下の場合は120㎡以上、21人以上の場合は120+3×(生徒人数-20)㎡以上とする。 2. 運動場面積については、20㎡以上の空地を有すること。ただし、近隣の公園や運動施設を活用するなど、教育上支障の生じない措置を講じれば、この限りではない。 3. 近隣の運動施設を活用するなど、教育上支障の生じない措置を講じれば、体育館は持たなくてもよい。	D	—	小学校設置基準、中学校設置基準及び高等学校設置基準は、私立学校を含め多様な小学校、中学校及び高等学校の設置を促進する観点から、設置基準を小学校等を設置するのに必要な最低の基準として明確化するとともに、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的、大綱的に規定することを基本方針として制定されています。 校舎及び運動場の面積については、原則として各設置基準に定める校舎及び運動場の面積を確保するものとし、立地条件及び周囲の環境によりこれらが困難であるなどやむを得ない特別な事情がある場合で、教育上支障がない場合には、各設置基準に定める校舎及び運動場の面積を下回ることができるとされています。 また、体育館については、原則として小学校等に備えるものとし、立地条件及び周囲の環境によりこれらが困難であるなどやむを得ない特別な事情がある場合で、教育上支障がない場合には、例外が認められることとされています。 こうした小学校設置基準、中学校設置基準及び高等学校設置基準の規定の運用は、当該小学校、中学校、高等学校の所轄庁の判断で、教育上、安全上支障のないよう留意しつつ弾力的に行うこととされています。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討したい。	貴省からの回答に「小学校設置基準、中学校設置基準及び高等学校設置基準を小学校等を設置するのに必要な最低の基準として明確化する」とともに、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的、大綱的に規定することを基本方針として制定されています。 小規模な学校を対象とした全国一律の基準を新たに設けるまでもなく、学校の所轄庁(特区による設置主体の特別を活用した学校設置の場合は認定地方公共団体)の判断により、校舎及び運動場の面積、体育館の設置について設置基準を弾力的に運用し、学校の設置を認可することは現行法令上可能である。ただしこの場合は、地域の実態その他により特別な事情があり、教育上支障がない所轄庁が判断した場合に限りすので御留意下さい。				NPO法人 大阪府 文部科学省	大阪府	文部科学省	
080040	学校設置非営利法人による学校の学級編制基準の弾力的運用	小学校設置基準第5条 中学校設置基準第5条	小学校・中学校の設備・編制その他設置に関する事項は各学校設置基準の定めるところによることとされている。	学校設置非営利法人の設置する学校の学級編制については、小学校設置基準第5条、中学校設置基準第5条の各条のただし書きの規定により、地域の実態その他により特別な事情があり、かつ、教育上支障のない場合に該当するものとして弾力的に運用する。	現在、NPO法人が運営している学校には、同学年の児童・生徒だけで学級編制されていないものがある。意図的に異学年の生徒で学級を編制することによって教育効果を得ている学校もある。これらの学校の教育の特色を生かすためにも、学級編制を弾力的にできるようにする。	D	—	小学校設置基準及び中学校設置基準は、私立学校を含め多様な小学校及び中学校の設置を促進する観点から、設置基準を小学校等を設置するのに必要な最低の基準として明確化するとともに、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的、大綱的に規定することを基本方針として制定されています。 小学校等の学級の編制については、原則として同学年の児童及び生徒で編制するものとされていますが、過疎地の児童及び生徒を同学年に編制した方が、より高い教育効果が得られる場合や、複数年の児童及び生徒を一学級に編制することができるとされています。こうした小学校設置基準、中学校設置基準の規定の運用は、当該小学校及び中学校の所轄庁の判断で、教育上、安全上支障のないよう留意しつつ弾力的に行うこととされています。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討したい。	貴省からの回答では、「小学校等の学級の編制については、……過疎地であり教員配置が困難である等特別な事情があり、複数年の児童及び生徒を同学年に編制した方が、より高い教育効果が得られる場合や、複数年の児童及び生徒を一学級に編制することができるとされています。」と書かれていますが、過疎地だけでなく教員配置に困難な特別な事情がある場合は、複数年の編制が可能だと解釈してよろしいでしょうか。				NPO法人 大阪府 文部科学省	大阪府	文部科学省	
080050	学校設置非営利法人による学校の施設基準の弾力的運用	小学校設置基準第8条 中学校設置基準第8条 高等学校設置基準第13条	小学校・中学校・高等学校の設備・編制その他設置に関する事項は各学校設置基準の定めるところによることとされている。	学校設置非営利法人による学校を設置する場合は、校舎面積を引き下げることができるようにする。	※こうしたNPO法人の運営算ラインを20人と見積り、以下の「高等学校の課程に類する課程を置く外国人学校の指定に関する基準等について(報告)」を参照して面積基準を算出した。 生徒数の区分 面積(平方メートル) 20人以下 120 21人以上 120+3×(生徒人数-20) 生徒数の区分 面積(平方メートル) 40人以下 200 41人以上 200+2.5×(生徒数-40) 提案理由 教育上特別に配慮を要する児童等に対する教育に実績があるNPO法人は多く存在するが、学校設置非営利法人によって設立された学校はまだ1校もない。こうしたNPO法人は運営規模が小さいところが多く、学校設置基準が大きな障壁となっているが、その背景として、都市部で運営しているところが多いために土地の取得が事実上困難であることや、廃校舎の活用がままならないといった事情が挙げられる。 小規模であるが故に通える、きめ細やかな対応が可能であるが故に適応できるという児童・生徒は少ないが、こうした学びの場に出会ったとしても統計上は不登校の対象であり、「問題行動等」として取り扱われているのが現状である。また、そうした場で活動が在籍校での成績評価に繋がることがない。 学校設置非営利法人による学校設置事業を推進することによって、こうした状況を大きく改善することができると考える。	D	—	小学校設置基準、中学校設置基準及び高等学校設置基準は、私立学校を含め多様な小学校、中学校及び高等学校の設置を促進する観点から、設置基準を小学校等を設置するのに必要な最低の基準として明確化するとともに、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的、大綱的に規定することを基本方針として制定されています。 校舎の面積については、原則として各設置基準に定める校舎の面積を確保するものとし、立地条件及び周囲の環境によりこれらが困難であるなどやむを得ない特別な事情がある場合で、教育上支障がない場合には、各設置基準別表に定める校舎の面積を下回ることができるとされています。 こうした小学校設置基準、中学校設置基準及び高等学校設置基準の規定の運用は、当該小学校、中学校、高等学校の所轄庁の判断で、教育上、安全上支障のないよう留意しつつ弾力的に行うこととされています。							NPO法人 北海道 文部科学省	北海道	文部科学省
080060	学校設置非営利法人による学校の運動場に係る基準の弾力的運用	小学校設置基準第8条 中学校設置基準第8条 高等学校設置基準第14条	小学校・中学校・高等学校の設備・編制その他設置に関する事項は各学校設置基準の定めるところによることとされている。	学校設置非営利法人による学校を設置する場合は、運動場を設けることと同等と認められる措置を講じることによって、運動場を設けなくてもよいものとする。	提案理由 教育上特別に配慮を要する児童等に対する教育に実績があるNPO法人は多く存在するが、学校設置非営利法人によって設立された学校はまだ1校もない。こうしたNPO法人は運営規模が小さいところが多く、学校設置基準が大きな障壁となっているが、その背景として、都市部で運営しているところが多いために土地の取得が事実上困難であることや、廃校舎の活用がままならないといった事情が挙げられる。 小規模であるが故に通える、きめ細やかな対応が可能であるが故に適応できるという児童・生徒は少ないが、こうした学びの場に出会ったとしても統計上は不登校の対象であり、「問題行動等」として取り扱われているのが現状である。また、そうした場で活動が在籍校での成績評価に繋がることがない。 学校設置非営利法人による学校設置事業を推進することによって、こうした状況を大きく改善することができると考える。	D	—	小学校設置基準、中学校設置基準及び高等学校設置基準は、私立学校を含め多様な小学校、中学校及び高等学校の設置を促進する観点から、設置基準を小学校等を設置するのに必要な最低の基準として明確化するとともに、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的、大綱的に規定することを基本方針として制定されています。 施設及び設備については、特別な事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合には、他の学校の施設及び設備を使用することができることとされています。 こうした小学校設置基準、中学校設置基準及び高等学校設置基準の規定の運用は、当該小学校、中学校、高等学校の所轄庁の判断で、教育上、安全上支障のないよう留意しつつ弾力的に行うこととされています。							NPO法人 北海道 文部科学省	北海道	文部科学省

Table with columns: 管理コード, 要項事項(事項名), 該当法令等, 制度の現状, 求める措置の具体的内容, 具体的事業の実施内容・提案理由, 措置の分類, 措置の内容, 各府省庁からの提案に対する回答, 再検討要請, 提案主体からの意見, 措置の分類, 措置の内容, 各府省庁からの再検討要請に対する回答, プロジェクト名, 提案主体名, 都道府県, 制度の所管・関係府庁. Rows include proposals for veterinary medicine, communication schools, medical support for children, NPO schools, and non-profit schools.

管理コード	要請事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の別記	「措置の内容」の別記	各府県庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁
080130	学校設置非営利法人による学校の学級編制基準、教員配置基準の弾力的運用	小学校設置基準第5条、第6条 中学校設置基準第5条、第6条	小学校・中学校の設備、編制その他設置に関する事項は各学校設置基準の定めるところによることとされている。	小学校設置基準第5条、第6条、中学校設置基準第5条、第6条に規定する「特別の事情」に該当するものとして必ずしも同年の児童生徒で編成する必要がなく、一人の教諭等が複数の学年の児童生徒からなる学級の担任となることができる。	提案趣旨: 特区825「学校設置非営利法人が不登校児童等の教育を行う学校を設置する場合における教員配置の弾力化事業」を、特別な需要に応える学校設置非営利法人に適用するものである。	D	-	特別な需要の内容が不明ではありますが、小学校設置基準及び中学校設置基準第5条に定める特別の事情に該当するものとして、教学年の児童・生徒を一学級に編制することが可能となっています。 同条に特別の事情を設けた理由としては、過疎地であり教員配置が困難である等特別の事情があり、複数学年の児童(生徒)を同学級に編制した方が、より高い教育効果が得られる場合もあることなどに配慮したものです。 こうした小学校設置基準及び中学校設置基準の規定の運用は、当該小学校及び中学校の所轄庁の判断で、教育上、安全上支障のないよう留意しつつ弾力的に行うこととされています。			D	-	学校設置非営利法人による特別な需要に応じる学校の設置事業	1078040	吉山教育研究所	千葉県	文部科学省
080140	市町村教育委員会による特別免許状授与と事業拡大の対象拡大	教育職員免許法第5条第7項 構造改革特別区域法第19条	教員免許状は、都道府県教育委員会が授与することとなっている(教育職員免許法第5条第7項)。ただし、構造改革特別区域法第12条第1項に基づく株式会社立学校、同法第13条第1項に基づく(NPO)法人立学校において教員を雇用しようとする場合等においては、当該特区の認定を受けた市町村が特別免許状を授与することが可能となっている(構造改革特別区域法第19条)。	特別な需要に応じる学校設置非営利法人の設置する学校は、構造改革特別区域法第13条第1項に規定する学校設置非営利法人と同等に、市町村教育委員会による特別免許状授与と事業による特別免許状を受けられるものとする。	提案趣旨: 特区830「市町村教育委員会による特別免許状授与と事業」を、学校設置非営利法人による特別な需要に応じる学校に適用するものである。	C	-	特区830は特区817の認定を受けた学校設置非営利法人立学校に対し市町村教委による特別免許状の授与を認めるものであり、特区817の対象分野が変更されればそれに伴って特区830の対象分野も変更されることとなります。			C	-	学校設置非営利法人による特別な需要に応じる学校の設置事業	1078060	吉山教育研究所	千葉県	文部科学省
080150	特別な支援を要する子どもを対象としたNPO法人による学校設置	学校教育法第2条第1項	学校教育法第1条に定める「学校」は、国、地方公共団体及び学校法人だけが設置することができることとされている。	NPO法人による私立学校設置の認可	提案事業の実施内容 ①NPO法人による私立幼稚園の設置 ②NPO法人による私立小学校の設置 ③NPO法人による私立中学校の設置 ④NPO法人による私立高等学校の設置 提案理由: 特別支援を要する子どもたちの中には、適切な支援をうけられずに深刻な二次障害にいたるケースも多く、本人だけではなく保護者にも多大な負担がかかっているのが現状である。「児童虐待」「少年犯罪」「不登校」「学力不振」「ひきこもり」「ニート」「多重債務者」「累犯軽犯罪者」「ホームレス」などの社会問題の背景に、適切な支援を受けられなかった発達障害の存在があるということも指摘されている。(資料2・3参照) 特別支援を要する子どもたちに十分な支援を提供することは、当事者のみならず、地域社会の健全な発展のためにも不可欠であり、緊急の課題である。国・地方自治体レベルでも様々な取り組みが進められているが、依然として課題が残されており、特に境界知能や高機能の広汎性発達障害の場合、必要な支援が整備されておらず、十分な支援サービスを受けられていないケースが多い。(資料2・3参照) このような、十分な公的なサービスを受けられない子どもたちへの支援は、従来からNPO法人などが取り組んできており、教育特区による特例により新たな学校も新設されてきている。しかし、その数は依然として不足している。また、NPO法人などによる支援をうけている小中学生は公立の学校にも籍だけを置いているケースも多く、社会的な立場があいまいである。さらに、民間のサービス機関は有料であるため、経済的な事情により使用を断念しているケースも多数存在する。 NPO法人による学校設置が可能になることで、より多くの子どもたちが必要なサービスを受けることができるようになるだけでなく、児童・生徒の社会的な立場の保障や保護者の経済的な負担の軽減にもつながると考えられる。更に、民間の教育機関が公的に位置づけられることにより、従来の縦割りの行政区分にとらわれることなく各種機関の連携を図ることも可能になり、地域社会の公益増進にもつながると考えられる。	D	-	構造改革特別区域法第13条(特区817)の活用により、不登校児童生徒、学習障害(LD)、注意欠陥、多動性障害(ADHD)のある児童生徒を対象とした「特別なニーズ」がある場合と認められる場合には、そうした教育を行うNPO法人であって一定の実績等を有するものの学校設置が可能となっている。			D	-	特別支援を要する子ども達の社会参加を実現する教育特区	1082010	NPO法人 翔和学園	東京都	文部科学省
080160	学校設置非営利法人による学校設置基準の弾力的運用	学校教育法第3条 小学校設置基準第8条、第10条 中学校設置基準第9条、第10条 高等学校設置基準第13条、第14条、第16条	小学校・中学校・高等学校の設備、編制その他設置に関する事項は各学校設置基準の定めるところによることとされている。	特別支援を要する子どもを対象とした学校設置に係る、学校設置基準の弾力化	提案事業の実施内容 ①NPO法人による私立幼稚園の設置 ②NPO法人による私立小学校の設置 ③NPO法人による私立中学校の設置 ④NPO法人による私立高等学校の設置 提案理由: 特別支援を要する子どもたちの中には、適切な支援をうけられずに深刻な二次障害にいたるケースも多く、本人だけではなく保護者にも多大な負担がかかっているのが現状である。「児童虐待」「少年犯罪」「不登校」「学力不振」「ひきこもり」「ニート」「多重債務者」「累犯軽犯罪者」「ホームレス」などの社会問題の背景に、適切な支援を受けられなかった発達障害の存在があるということも指摘されている。(資料2・3参照) 特別支援を要する子どもたちに十分な支援を提供することは、当事者のみならず、地域社会の健全な発展のためにも不可欠であり、緊急の課題である。国・地方自治体レベルでも様々な取り組みが進められているが、依然として課題が残されており、特に境界知能や高機能の広汎性発達障害の場合、必要な支援が整備されておらず、十分な支援サービスを受けられていないケースが多い。(資料2・3参照) このような、十分な公的なサービスを受けられない子どもたちへの支援は、従来からNPO法人などが取り組んできており、教育特区による特例により新たな学校も新設されてきている。しかし、その数は依然として不足している。また、NPO法人などによる支援をうけている小中学生は公立の学校にも籍だけを置いているケースも多く、社会的な立場があいまいである。さらに、民間のサービス機関は有料であるため、経済的な事情により使用を断念しているケースも多数存在する。 NPO法人による学校設置が可能になることで、より多くの子どもたちが必要なサービスを受けることができるようになるだけでなく、児童・生徒の社会的な立場の保障や保護者の経済的な負担の軽減にもつながると考えられる。更に、民間の教育機関が公的に位置づけられることにより、従来の縦割りの行政区分にとらわれることなく各種機関の連携を図ることも可能になり、地域社会の公益増進にもつながると考えられる。	D	-	小学校設置基準、中学校設置基準及び高等学校設置基準は、私立学校を含め多様な小学校、中学校及び高等学校の設置を促進する観点から、設置基準を小学校等を設置するのに必要な最低の基準として明確化するとともに、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的、大綱的に規定することを基本方針として制定されています。 校舎及び運動場の面積については、原則として各設置基準に定める校舎及び運動場の面積を確保するものとし、立地条件及び周囲の環境によりこれらが困難であるなどやむを得ない特別の事情がある場合で、教育上支障がない場合には、各設置基準に定める校舎及び運動場の面積を下回ることもできるとされています。 また、体育館については、原則として小学校等に備えるものとし、立地条件及び周囲の環境によりこれらが困難であるなどやむを得ない特別の事情がある場合で、教育上支障がない場合には、例外が認められることとされています。 こうした小学校設置基準、中学校設置基準及び高等学校設置基準の規定の運用は、当該小学校、中学校、高等学校の所轄庁の判断で、教育上、安全上支障のないよう留意しつつ弾力的に行うこととされています。			D	-	特別支援を要する子ども達の社会参加を実現する教育特区	1082020	NPO法人 翔和学園	東京都	文部科学省
080170	特別な支援を要する子どもを対象とした学校設置に係る、学級編成や教員配置の弾力化	学校教育法第3条、第48条、第52条	学校における教育課程は文部科学大臣が定める学習指導要領等に従って編成することとされている。	特別支援を要する子どもを対象とした学校設置に係る教育課程編成の弾力化	提案事業の実施内容 ①NPO法人による私立幼稚園の設置 ②NPO法人による私立小学校の設置 ③NPO法人による私立中学校の設置 ④NPO法人による私立高等学校の設置 提案理由: 特別支援を要する子どもたちの中には、適切な支援をうけられずに深刻な二次障害にいたるケースも多く、本人だけではなく保護者にも多大な負担がかかっているのが現状である。「児童虐待」「少年犯罪」「不登校」「学力不振」「ひきこもり」「ニート」「多重債務者」「累犯軽犯罪者」「ホームレス」などの社会問題の背景に、適切な支援を受けられなかった発達障害の存在があるということも指摘されている。(資料2・3参照) 特別支援を要する子どもたちに十分な支援を提供することは、当事者のみならず、地域社会の健全な発展のためにも不可欠であり、緊急の課題である。国・地方自治体レベルでも様々な取り組みが進められているが、依然として課題が残されており、特に境界知能や高機能の広汎性発達障害の場合、必要な支援が整備されておらず、十分な支援サービスを受けられていないケースが多い。(資料2・3参照) このような、十分な公的なサービスを受けられない子どもたちへの支援は、従来からNPO法人などが取り組んできており、教育特区による特例により新たな学校も新設されてきている。しかし、その数は依然として不足している。また、NPO法人などによる支援をうけている小中学生は公立の学校にも籍だけを置いているケースも多く、社会的な立場があいまいである。さらに、民間のサービス機関は有料であるため、経済的な事情により使用を断念しているケースも多数存在する。 NPO法人による学校設置が可能になることで、より多くの子どもたちが必要なサービスを受けることができるようになるだけでなく、児童・生徒の社会的な立場の保障や保護者の経済的な負担の軽減にもつながると考えられる。更に、民間の教育機関が公的に位置づけられることにより、従来の縦割りの行政区分にとらわれることなく各種機関の連携を図ることも可能になり、地域社会の公益増進にもつながると考えられる。	D	-	「教育課程特例校制度」として、学校教育法施行規則第55条の2に基づき、学校又は地域の特色を生かした学習指導要領等によらない特別の教育課程を編成し実施することを認めています。特別支援を要する子どもを対象としたNPO法人による学校設置が認められた場合においても、本制度を活用して特別の教育課程の編成・実施することが考えられます。 また、学校教育法施行規則第138条及び140条に基づき、特別支援学級における指導若しくは通級による指導を行う場合には、特別の教育課程によることが可能となっています。			D	-	特別支援を要する子ども達の社会参加を実現する教育特区	1082030	NPO法人 翔和学園	東京都	文部科学省
080180	特別な支援を要する子どもを対象とした学校設置に係る、学級編成や教員配置の弾力化	小学校設置基準第5条、第6条 中学校設置基準第5条、第6条 高等学校設置基準第8条	小学校・中学校・高等学校の設備、編制その他設置に関する事項は各学校設置基準の定めるところによることとされている。	特別支援を要する子どもを対象とした学校設置に係る、学級編成や教員配置の弾力化	提案事業の実施内容 ①NPO法人による私立幼稚園の設置 ②NPO法人による私立小学校の設置 ③NPO法人による私立中学校の設置 ④NPO法人による私立高等学校の設置 提案理由: 特別支援を要する子どもたちの中には、適切な支援をうけられずに深刻な二次障害にいたるケースも多く、本人だけではなく保護者にも多大な負担がかかっているのが現状である。「児童虐待」「少年犯罪」「不登校」「学力不振」「ひきこもり」「ニート」「多重債務者」「累犯軽犯罪者」「ホームレス」などの社会問題の背景に、適切な支援を受けられなかった発達障害の存在があるということも指摘されている。(資料2・3参照) 特別支援を要する子どもたちに十分な支援を提供することは、当事者のみならず、地域社会の健全な発展のためにも不可欠であり、緊急の課題である。国・地方自治体レベルでも様々な取り組みが進められているが、依然として課題が残っており、特に境界知能や高機能の広汎性発達障害の場合、必要な支援が整備されておらず、十分な支援サービスを受けられていないケースが多い。(資料2・3参照) このような、十分な公的なサービスを受けられない子どもたちへの支援は、従来からNPO法人などが取り組んできており、教育特区による特例により新たな学校も新設されてきている。しかし、その数は依然として不足している。また、NPO法人などによる支援をうけている小中学生は公立の学校にも籍だけを置いているケースも多く、社会的な立場があいまいである。さらに、民間のサービス機関は有料であるため、経済的な事情により使用を断念しているケースも多数存在する。 NPO法人による学校設置が可能になることで、より多くの子どもたちが必要なサービスを受けることができるようになるだけでなく、児童・生徒の社会的な立場の保障や保護者の経済的な負担の軽減にもつながると考えられる。更に、民間の教育機関が公的に位置づけられることにより、従来の縦割りの行政区分にとらわれることなく各種機関の連携を図ることも可能になり、地域社会の公益増進にもつながると考えられる。	D	-	小学校設置基準、中学校設置基準及び高等学校設置基準は、私立学校を含め多様な小学校、中学校及び高等学校の設置を促進する観点から、設置基準を小学校等を設置するのに必要な最低の基準として明確化するとともに、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的、大綱的に規定することを基本方針として制定されています。 小学校、中学校の学級の編制については、原則として同学年の児童及び生徒で編制するものとされていますが、過疎地であり教員配置が困難である等特別の事情があり、複数学年の児童及び生徒を同学級に編制した方が、より高い教育効果が得られる場合には、教学年の児童及び生徒を一学級に編制することができるとされています。 また、高等学校においては、学年の区分にかかわらず他学年の生徒が同時に授業を受けることが現行制度でも可能です。 こうした小学校設置基準、中学校設置基準及び高等学校設置基準の規定の運用は、当該各学校の所轄庁の判断で、教育上、安全上支障のないよう留意しつつ弾力的に行うこととされています。			D	-	特別支援を要する子ども達の社会参加を実現する教育特区	1082040	NPO法人 翔和学園	東京都	文部科学省